

貯留槽 1 防食工事

仕 様 書

令和 6 年 6 月

塩 谷 広 域 行 政 組 合

第1章 一般仕様書

第1節 総 則

1 工事の目的

本工事は、塩谷広域行政組合（以下「組合」という。）が計画するしおやクリーンセンターにおける貯留槽1防食工事に関し、仕様書に基づき、忠実かつ誠実に履行し、完成することを目的に行うものである。

2 工事概要

工 事 名：貯留槽1防食工事

工事場所：栃木県矢板市安沢3622番地1 しおやクリーンセンター

工事期間：契約日から令和7年1月31日（金）

工事内容：特記仕様書のとおり

3 対象槽の寸法及び業務内容

貯留槽1（6.2m×7.5m×5.5m）の清掃及び防食工事

第2節 一般事項

1 適用範囲

別紙設計書のとおり

2 受注者の責務

受注者は、組合と十分な協議を行い、工事の目的を十分に理解し、施工しなければならない。

3 作業注意事項

- (1) 受注者は、清掃作業中の労働災害、酸素欠乏、硫化水素中毒、引火性ガスによる爆発等の安全対策については、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則等、その他関係法規を遵守するとともに、作業員に対する安全教育の徹底を図るなど、事故防止に最大限努めること。
- (2) 受注者は、作業開始前に、酸素、硫化水素等の濃度測定を行い、安全を確認した上で、作業を開始すること。
- (3) 工事期間中であっても汲取車の搬入があるため、2つある搬入路のうちの1つの搬入路は汲取車が通行できるよう確保すること。
- (4) 発注者は、この業務における作業員等の事故については、一切の責任を負わないものとする。
- (5) 作業後、現場を清掃し、原状復帰させること。

4 関係法令等の遵守

工事の施工に当たり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめ、関連する法令、規則、通知等を遵守すること。

5 秘密の保持等

- (1) 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密又は個人情報を漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、発注者の承諾なく、この契約の履行を行う上で得られた設計図書等（工事を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ又は譲渡してはならない。

6 提出書類

受注者は、工事の着工及び完了に当たって、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 着工時
 - ① 着工届

- ② 工程表
- ③ 主任技術者届（学歴、経歴書含む）
- ④ 現場代理人届
- ⑤ 作業員名簿
- ⑥ 使用材料確認書

(2) 完了時

- ① 完了届
- ② 引渡し通知書
- ③ 報告書（2部）
 - ・ 工事概要
 - ・ 主任技術者（写）
 - ・ 現場代理人届（写）
 - ・ 実施工程表
 - ・ 工事写真
- ④ その他必要な書類

7 現場代理人及び主任技術者

- (1) 受注者は、現場代理人及び主任技術者を定め発注者に通知するものとし、変更したときも同様とする。
- (2) 法令により業務を行う技術者の資格が定められている場合は、当該資格を有する技術者が業務を行わなければならない。
- (3) 現場代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができる。
- (4) 現場代理人は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有し、業務を総合的に把握し調整を行う者で、必要な知識と経験を有する者とする。
- (5) 主任技術者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有し、業務の実施に関して技術上の管理をつかさどる者で、適切な資格、経験、技術力等を有する者とし、資格、経験等を証明する資料を提出すること。

8 工程

受注者は、工事の遂行上、工程に変更が生ずると予測される場合、直ちに工程表の変更届を提出し、組合と協議を行い、承認を受けなければならない。

9 検査

受注者は、工事の完了後 14 日以内に施工箇所を検査を受けなければならない。検査時点で受注者の帰すべき理由により修補が必要な箇所が指摘された

場合は、受注者は速やかに補修等の措置を行うものとし、これに要した費用は受注者の負担とする。

なお、工事期間内の検査とし、補修がある箇所についても工事期間内に補修するものとする。

10 疑義の解釈

工事の遂行に当たり、仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない事項については、組合と協議の上、工事の遂行に支障のないように努めなければならない。

11 その他

工事に必要な資機材等はすべて受注者の負担とする。

第2章 特記仕様書

しおやクリーンセンターの貯留槽1内の天井、梁部、壁面の防食工事を行うため、下記の工程を基本に実施するものとする。

1 汚泥移送

貯留槽1に貯留されている汚泥を貯留槽3（予備貯留槽）へ移送する。

2 清掃

貯留槽1内部を、高圧洗浄にて洗浄する。

3 超高压洗浄

超高压洗浄にて、天井部、梁部、壁面部の腐食が進んでいる外壁を剥がす。

4 下地処理

「3 超高压洗浄」にて除去した箇所に耐硫酸性モルタルで下地処理を行う。

5 防食塗装

「4 下地処理」にて処理した箇所に防食塗装を施す。

6 汚泥移送

防食層の養生硬化後、貯留槽3（予備貯留槽）へ移送していた汚泥を貯留槽1へ戻す（移送する）。